



小規模事業者持続化補助金



『小規模事業者持続化補助金』とは・・・

新たなお客様を獲得するために行う“商品を宣伝したい”“HP を開設したい”“ブランド力を高めたい”などの販路開拓等の取組を支援する制度です。『経営計画書』を作成し、それに基づいて行う販路開拓の取組等の一部を補助するものです。

申請には、『経営計画書』の提出が必須となっております。事業計画書策定に関しては商工会がサポートいたします。

補助対象者



- 1：商工会地域の小規模事業者（商工会議所地域は窓口が異なります）
- 2：申請にあたっては『経営計画書』『補助事業企画書』を策定する必要があります。

事 例

店舗の改装、ホームページの作成・改良、チラシ・カタログ・パンフレットの作成、広告掲載 など

公募スケジュール



- | | | |
|-------------------------------------|---------|---------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 第 1 回締切 | 2020 年 3 月 31 日 (火) |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 第 2 回締切 | 2020 年 6 月 5 日 (金) |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 第 3 回締切 | 2020 年 10 月 2 日 (金) |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 第 4 回締切 | 2021 年 2 月 5 日 (金) |

採択されるには専門家のアドバイスと共に商工会職員と連携をして、『経営計画書』作成が必要不可欠です。

本気で採択を目指している事業所は、4月10日(金)までに商工会までお申込みください。第2回6月5日(金)の公募に向け、専門家とともにサポートいたします。 (採択を確約するものではありません。)

第3回以降の詳細は、順次商工会ホームページ、商工会だよりにてお知らせいたします。

ご不明な点・ご質問等がございましたらお気軽に郡上市商工会
(☎66-2311) までご連絡ください。

FAX 返信：0575-66-2312

小規模事業者持続化補助金支援 申込書

【4月10日(金)までにFAXまたは、商工会窓口までご提出ください】

企業名	担当者名
〒 <住所>	
<電話番号>	※事務局記入（担当者）
< FAX >	

【お問合せ】 郡上市商工会

☎ 0575-66-2311 /FAX 0575-66-2312

補助金・助成金制度活用にかかる同意書

私は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）」順守し、

不適切な処理・不正を行った場合、補助金の取消、返還、不正の公表や5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられる事を理解して、郡上市商工会へ活用支援を依頼します。

補助金・助成金には審査があり必ず採択されるものではなく、その結果がいかなるものであっても不服を申し立てません。必要書類の準備、申請書の作成は計画的に余裕をもって期日を守り、誠意をもって努めます。指定期日・期限を過ぎた場合、不採択、補助金交付の取消、経費が補助対象外とみなされることを理解し、不服を申し立てません。

申請書の作成は自らが主体となって進め、職員に代行を求めません。

令和 年 月 日

事業所名 _____

代表者名 _____ (印)